平成21年3月31日 告示第39号

(目的)

第1条 この告示は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

- 第2条 広告掲載の対象となる広告媒体は、市の資産等のうち次に掲げるものから、 市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。
 - (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
 - (2) 市のホームページ
 - (3) 市の公用車
 - (4) 市の土地、建物及び工作物
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもの

(広告掲載の範囲)

- 第3条 広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、その範囲は、次 の各号に該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序や善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業又はそれに類似する営業に関するもの
 - (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (6) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそれらのおそれがあるもの
 - (7) 児童又は青少年の健全育成を阻害するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが不適当であると認められるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、市税等の公金を滞納しているものに係る広告について は、掲載しない。

(令2告示140・一部改正)

(広告の掲載場所、規格等)

第4条 広告の掲載場所、規格、掲載の時期等の広告掲載の取扱いに関し必要な事項 については、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

(広告の掲載料)

- 第5条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。
- 2 市の業務遂行上、市長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず広告料の一部又は全部を減額できるものとする。

(令5告示167 · 一部改正)

(広告掲載の募集)

- 第6条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、市長が 必要と認めるときは、直接個別に広告掲載の募集を行うことができるものとする。 (広告掲載の申込み)
- 第7条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の電子データによる版下原稿及び市税等の公金納付状況調査の同意書(様式第2号)を添えて申し込むものとする。
- 2 市長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等がわかるものの提示を求めるものとする。

(令4告示164・一部改正)

(広告掲載の承認)

- 第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告内容 を審査し、広告掲載の承認可否を決定する。
- 2 前項の審査により、同一の広告媒体について広告掲載希望者数が広告可能数を超えるときは、抽選により決定する。
- 3 前2項の規定に基づき、広告掲載の承認可否を決定したときは、その結果を広告 掲載希望者に広告掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(令4告示164·一部改正)

(広告掲載の手続)

第9条 広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、市と契約を締結するものとする。

(広告料の納付)

第10条 広告料は、契約締結後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。

(広告主の責任等)

- 第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、指定する日までに広告主が広告料を納付しなかったとき又は広告 掲載をすることにより、当該広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたと きは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

(広告料の環付)

第13条 納付された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由 により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告代理店等への業務の委託)

- 第14条 市長は、第6条及び第7条の規定に係る業務を広告代理店等に委託することができる。
- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

(広告審査委員会の設置)

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、総務課長及び政策企画課長並びに審査する事項を所管する所属 長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(令2告示140·令3告示54·一部改正)

(会議の開催等)

- 第16条 委員長は、前条第1項に規定する委員会の設置があった場合は、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。
- 2 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長がその議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議結果の報告)

- 第17条 委員長は、委員会の会議結果を速やかに市長に報告しなければならない。 (委任)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月24日告示第140号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第54号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月1日告示第164号)

この告示は、公示の日から施行する。 附 則(令和5年12月11日告示第167号) この告示は、公示の日から施行する。 様式第1号(第7条関係)(WEBページ用)

丛告掲載甲込 書	
-----------------	--

令和 年 月 日

国東市長 様

国東市発行のWEBページに広告掲載を希望しますので、下記のとおり広告の版下原稿及び同意書を添えて申込みます。

申込みにあたっては、国東市広告掲載要綱及び取扱基準の内容を順守するとともに、 広告内容については、一切の責任を持ちます。

記

- 1 広告媒体名 WEBページ
- 2 掲載枠数 1枠
- 3 広告の内容(例:店舗案内、商品案品など。原稿の写し添付でも可。)

(URL:____)

4 掲載希望期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

5 広告料の支払い

広告掲載が承認されたときは、広告料として下記金額を支払います。

<u>金</u> 円

様式第1号 (第7条関係) (広報紙用)

広告	掲載	由	17	畫
μ	7/2/1里	у, —	ν	

令和 年 月 日

国東市長 様

₹

(申込者) 住 所_____

事業所(団体)名代表者____

(設立年月日: 年 月 日)

(担当者) 氏名:

電話:

FAX:

E-mail:

国東市発行の広報紙に広告掲載を希望しますので、下記のとおり広告の版下原稿及び 同意書を添えて申込みます。

申込みにあたっては、国東市広告掲載要綱及び取扱基準の内容を順守するとともに、 広告内容については、一切の責任を持ちます。

記

- 1 広告媒体名 広報紙
- 2 掲載枠数 (1段・半段)
- 3 広告の内容(例:店舗案内、商品案品など。原稿の写し添付でも可。)
- 4 掲載希望 令和 年 月号 ~ 令和 年 月号
- 5 広告料の支払い 広告掲載が承認されたときは、広告料として下記金額を支払います。 金 円

様式第2号 (第7条関係)

同 意 書

令和 年 月 日

国東市長 様

(申込者) 所在地又は住所____ 事業所商号又は名称 代表者職氏名_____ 年 月 日 生年月日

申込者(法人の場合は代表者を含む。)は、広告掲載の申込みにあたり、国東市広告 掲載要綱第3条第2項の公金滯納の有無を確認するため、納付状況調査を行うことに同 意します。

公金の種類

- ・保育料・市営住宅使用料
- ・水道使用料・下水道使用料
- 下水道事業受益者負担金農業集落排水施設使用料
- 市立病院診療費
- ・市税

※この同意書は、公金納付状況調査以外には使用しません。

様式第3号(第8条関係)

 号

 令和
 年
 月
 日

様

国東市長

広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決	定	区	分	掲載す 掲載し (理由)								
掲載	战決定妨	某体の4	名称									
掲	載	期	間	令和 令和	年年	月号 月		令和 令和	年年	月号 月		
広	告 掲	易 載	料	金			円	(消費税	込み)_			
納	付	期	限	令和	年	月	月					
備			考									

広告掲載承諾書

掲載	載 媒 体	本の 名	名 称								
掲載	裁 箇 所	· 位 :	置等								
掲	載	期	間	令和 令和	年年	月号 月	令和 令和	年年	月号 月		
掲	載	料	金	<u>金</u>			円(消	費税込	み)_		

上記広告掲載について国東市広告掲載要綱、国東市ホームページ広告掲載取扱基準及び広報紙への 広告取扱基準を遵守し、下記に記載した事項に同意のうえ承諾書を提出します。

記

- 1. 広告掲載料の支払い
- 広告主は、広告掲載料を指定期日までに納付するものとする。
- 2. 協議事項

広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

国東市長 殿

令和 年 月 日

(広告主) 所在地又は住所

事業所商号又は名称

代表者職氏名

様式第1号(第7条関係)

(令4告示164・追加)

様式第2号(第7条関係)

(令4告示164・追加)

様式第3号(第8条関係)

(令4告示164・追加)